

(様式1)

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和7 年 8 月 6 日

案 件 名	中山間地域振興モデル地区推進事業(小原)の取組について						
所 管	緑	局 区	部	①相模湖まちづくりセンター ②緑区役所地域振興課	課	担当者	内線

事案概要

中山間地域振興モデル地区(小原)の活性化に向けて、現状の小原の郷が有する展示機能だけでは地域住民や利用者からのニーズを満たしていないため、4つの利活用方針に基づく改修(リノベーション)を実施すると共に、管理運営方法の見直しを行うことで、小原地域ひいては相模湖地区全体の活性化・回遊性の向上を図るもの

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論	中山間地域振興モデル地区推進事業(小原)の取組の方針について
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり上部会議に付議する。 ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	中山間地域におけるライフスタイル、ビジネススタイル両面での対策により、関係人口の創出を図ることで地域コミュニティの充実を図り、持続可能な中山間地域を実現する。					
	効果測定指標	必要な時に必要なサービスが受けられると感じている市民の割合(津久井地域)			施策番号	重点テーマ3	
	年度	R7	R8	R9			
	事業効果 年度目標	45.6%	45.6%	45.6%			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

年度	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
実施 内容	庁内調整・地域対話						
	設計	R8.3 補正予算	入札・施工 (1期)	入札・施工 (2期)			
	R7.9 市民環境 経済部会 R7.12 条例改正	運営募集 選考					
	財政課照会	R8.9 指定議案 補正予算					
		協定締結 運営準備					
	体験プログラムの実施	体験プログラムの実施	リニューアルオープン(R9.1～) 指定管理期間				

○事業経費・財源		(千円)							
項目	補助率/充当率	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
事業費(商工費)		37,530	250,150	166,100	40,600	40,600	40,600	40,600	
うち任意分									
特財									
国、県支出金									
地方債									
その他		37,530							
一般財源		0	250,150	166,100	40,600	40,600	40,600	40,600	
うち任意分									
捻出する財源※2									
一般財源拠出見込額		0	250,150	166,100	40,600	40,600	40,600	40,600	
元利償還金(交付税措置分を除く)									
捻出する財源概要									
税源涵養 (事業の税収効果)									
○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)		(人工)							
項目		R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	
実施に係る人工	A		1	1	1				
局内で捻出する人工※	B								
必要人工	C=A-B	0	1	1	1	0	0	0	
局内で捻出する人工概要									
SDGs 関連ゴールに○									
									
		○				○			
日程等 調整事項	条例等の調整	条例	改廃あり	議会提案時期	令和7年12月	定例会議	報道への情報提供		
	パブリックコメント	なし		時期	議会への情報提供				
事前調整、検討経過等									
調整部局名等		調整内容・結果							
調整会議		(R5/8/4)「中山間地域振興モデル地区推進事業(小原)の取組について」原案のとおり承認							
まち・ひと・しごと創生本部会議		(R5/11/13)「中山間地域における取組の方向性 12パッケージ」として、「中山間地域における新たなビジネス拠点づくり」中、「⑩中山間地域振興モデル地区推進パッケージ(小原)」を位置づけ							
担当者打合せ会議(※1)		(R6/2/5)小原の郷の改修(リノベーション)基本方針(案)・具体的な機能(設備)・施設整備配置(案)について							
担当者打合せ会議(※2)		(R6/7/11)小原の郷の改修(リノベーション)に係る予算及び整備手法について							
関係課長打合せ会議(※3)		(R6/7/24)小原の郷の改修(リノベーション)に係る来年度予算等及び事業スケジュールについて							
調整会議		(R6/8/7)小原の郷の改修(リノベーション)に係る来年度予算等及び事業スケジュールについて							
関係課長打合せ会議(※4)		(R7/6/13)小原の郷の改修イメージの変更及びリニューアル後の管理運営の考え方について等							
調整会議		(R7/6/19)改修工事の進め方の変更及び小原の郷リニューアルに伴う指定管理者制度の導入について							
調整会議		(R7/7/3)改修工事の進め方の変更及び小原の郷リニューアルに伴う指定管理者制度の導入について							
決定会議		(R7/7/10)改修工事の進め方の変更及び小原の郷リニューアルに伴う指定管理者制度の導入について							
決定会議		(R7/7/25)中山間地域振興モデル地区推進事業(小原)の取組の方針について							
備 考	資料のカラーユニバーサルデザイン確認済み。								
	※1【構成員】政策課、観光・シティプロモーション課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、文化財保護課、緑区役所地域振興課、相模湖まちづくりセンター								
	※2【構成員】政策課、経営監理課、観光政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、文化財保護課、緑区役所地域振興課、相模湖まちづくりセンター								
	※3【構成員】政策課、経営監理課、観光政策課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、緑区役所区政策課、人事・給与課、文化財保護課、緑区役所地域振興課、相模湖まちづくりセンター								
		※4【構成員】政策課、経営監理課、観光政策課、総務法制課、財政課、アセットマネジメント推進課、公共建築課、津久井土木事務所、緑区役所区政策課、緑区役所地域振興課、文化財課、相模湖まちづくりセンター							

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.6.19	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
●スケジュールについて		
○(政策課長)先日開催された関係課長打合せ会議以降の経過、特に指定管理制度導入に関するスケジュールが前倒しになった経過を説明いただきたい。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)第2期工事完了までは直営で運営し、第2期工事完了後に指定管理者制度を導入する想定だったが、より効果的な地域活性化を図るため、第1期改修工事の完了にあわせ、早期に指定管理者制度の導入を行う必要があると判断した。		
●指定管理者制度の導入及び業務範囲について		
○(マーケティング課長)観光・レジャー等の交流人口の増加にフォーカスした取組の割合が大きいと、関係人口創出に繋がる取組を指定管理業務内に含めていくべきではないか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)昨年度から定期的な体験プログラムを実施している。今後も色々な手段で広報していきたい。		
→(マーケティング課長)リピーターを確保するとともに、地域課題と一緒に取組んでくれる方をより多く集められるような取組に力を入れていることが表現できると良い。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)地域住民等で構成される小原宿活性化推進会議及び小原宿拠点活用検討会において、毎月対話や情報交換をしながら事業を進めている。		
○(経営監理課長)登山客等の誘客を考えると、もう少し早い時間から施設が利用できると良いのではないかと。開館時間はどのように設定したのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)事業者ヒアリングでも同様の意見があったため、鳥居原ふれあいの館の開館時間も参考にしながら9時から17時という開館時間を設定した。今回条例改正を行うにあたり、小原の郷の休館日を定めることや開館時間等に関する業務を指定管理業務として追加するため、相模湖湖上祭開催時等の開館時間延長は対応可能になる。		
→(経営監理課長)トイレ等だけでも利用時間を延長できないのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)現時点では、防犯上の問題から考えていない。		
○(経営監理課長)指定管理料の積算については再度検討していただきたい。また、資料18ページの「近隣管理施設と連携した事業」については、現在自主事業になっているが、企画提案事業に分類しても良いのではないかと。		
○(人事・給与課長)指定管理者導入後の収入見込年間360万というのはどのような積算か。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)カフェの売上収入や、体験プログラムの参加料である。		
→(人事・給与課長)少々低く感じるのと、再度精査していただきたい。		
●カフェの提供について		
○(財政課長)カフェの提供とは、カフェそのものを運営させることと、カフェ・飲食の場を提供することのどちらを指しているのか。		
→(緑区役所区政策課長)カフェを運営させる想定である。		
→(財政課長)カフェの営業補償も指定管理料に反映されることになるが、他市事例等は承知しているか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)高尾山口駅前に高尾599ミュージアムという施設がある。指定管理者にオリジナルグッズや飲食メニュー開発等をお願いするとともに、指定管理業務としてカフェ運営を担わせており、今回もこの事例を参考にしている。		
→(財政課長)小原の郷では、市の特産品を使ったカフェを運営するのか。それとも一般的な店舗を誘致するのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)カフェの運営形態や内容は民間事業者からの提案になる。高尾の事業においても、指定管理者の提案事項としている。		
→(財政課長)指定管理者の自主事業であれば分かるが、指定管理業務の一環としてカフェの運営に税金を投入する前提であることに違和感を覚える。加えて、市の特産品を使用したカフェでなく、一般的な店舗の誘致を想定しているのであれば、どういう位置づけでの事業なのか一層疑問である。資料には「カフェの提供」としか書いておらず、市の事業としての位置づけやコンセプトが整理されているようには読み取れないため、何故市がカフェをやるのか、自主事業等の他の手法は取れないのかなど、様々な点について議論する必要がある。		
→(政策課長)自主事業や目的外使用等の他の方法ではなく、指定管理業務の中の企画提案事業として実施する理由等を再度詳細に整理いただきたい。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.3	(庁議種類) 調整会議
(庁議結果)	原案のとおり上部会議に付議する。	
●指定管理について		
○(財政課長)高尾の事例では、地場産品を活用したどのような商品が売られているのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)カフェに地場産品を活用したメニューがあるか確認できていないが、物販で桜色に染めたハンカチや風呂敷、コースターなどを扱っていた。		
→(財政課長)本市の場合はカフェメニューの開発もお願いする想定か。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)その予定である。		
○(シティプロモーション推進課長)想定される指定管理料が少々高額に感じるが、どのように考えているか。カフェ等を運営するのであれば、その売上で指定管理料を補填する考えもあるのではないか。		
→(緑区役所区政策課長)再検討の結果、ある程度の指定管理料の支出は必要だが、年間来館者数の増加などでシティプロモーション等にも大きく貢献できるものと考えている。		
→(シティプロモーション推進課長)平日の集客は大丈夫か。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)積極的に呼び込まなければならないと考えている。令和5年に実施した交通量調査では、平日24時間で約7,000台の車が前面道路である国道20号を通過しているので、この中から小原の郷に立ち寄る人をいかに増やせるかが重要である。		
●リニューアルに伴う対応等について		
○(マーケティング課長)リニューアルに伴い来館者数が大分増える想定のため、交通量の部分で何か対策を取る必要があるのではないか。		
→(緑区役所区政策課長)NEXCOから返還される土地が活用できるようになることで、駐車場を大きくすることができるので、対応できるものと考えている。		
○(総務法制課長)事業効果として一番に数字に表れるのは来館者数の増加だと思うが、更にその先の地域活性化に繋がっているかどうかを客観的に見られる指標を設定できると良いのではないか。今後、調査や検証を行う考えはあるか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)色々なイベントを実施して来館者数を増やしたいと考えている。地域活性化への影響についての検証方法については、今後、検討したい。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.10	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
●カフェの運営について		
○(市長公室長)カフェの運営は指定管理者の自主事業でなく、指定管理業務範囲内の事業であるため、赤字が出た場合は指定管理料を通じて市が補填することになる。赤字の場合の対応はどのように考えているか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)赤字分についても、指定管理料の上限額の範囲内で対応していただく。予想より収益が少なかった場合でも、市が全額補填するのではなく、事業者に一定程度負担してもらう想定である。ヒアリングの結果などを元に、事業者の参画が見込め、かつ、市としても合理的な説明ができる範囲で指定管理料を積算していきたい。		
→(市長公室長)例えそういった前提条件があったとしても、事業者側も、事実上赤字補填を含んだ形で指定管理料を積算・要求してくる。どのように整理するのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)来館者数が4万人に増加する根拠はカフェの設置・運営によるものであるため、カフェによる集客増加見込や、想定客単価がどのぐらいになるのかを他市事例等も参考にしながら算定し、指定管理料の上限額を設定したい。		
○(財政局長)資料22ページに年間売上見込額400万とあるが、365日運営するとして、約1万円/日の売上である。通常この収支見込では商売として成り立たない。だから赤字補填前提の事業だという話になってしまう。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)小原地域の活性化のためには多くの人を呼び込む必要がある。小原の郷の4つの利活用方針に基づいて飲食・物販などの機能を追加することにより、緑区の魅力の発信や地域内外の交流の場とすることができるため、地域活性化や中山間地域振興などの目的を達成していくためには必要な経費であると考えている。		
→(財政局長)小原の郷は全国的に有名な施設ではないし、昨今では、「道の駅」などの看板があっても経営難で潰れていく施設もある。赤字覚悟で市が運営するのには違和感を覚える。他の地域や施設との兼ね合いもあるため、ある程度は基準線を引く必要がある。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)小原の郷には、緑区の情報センターとしての役割を果たしてもらいたいと考えている。情報センターの運営や口コミによりリピーターが増えることで、飲食・物販事業の収入が増えていけば、徐々に指定管理料の削減に繋がると考えている。		
●指定管理者制度導入について		
○(市長公室長)指定管理者導入に関する条例改正議案を先行するのはなぜか。予算措置と同じタイミングではいけないのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)指定管理者導入ガイドラインによれば、提案募集前に条例改正が必要となる。指定管理料に関する補正予算は事業者決定後の手続きになるので、条例改正や事業者募集時点では財政的な担保がない状態で進めていくことになる。		
→(市長公室長)ルールどおり進めるのも大切だが、9月部会が引き金になり、議論が深まらないまま予算を付けざるを得ない状況になってしまうのはいかかなものか。		
○(財政部長)一般的な指定管理者の場合、駐車場収入やイベント収入等を努力して増やし、努力すればするほど市からの指定管理料が浮いて収支が黒字になるという構造があると思うが、今回の場合はそういった収入は想定されているのか。資料22ページにある収入とはどんなものか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)飲食・物販事業の売上げと、イベント参加料である。		
→(財政部長)飲食・物販事業では採算が取れないと聞いている。前述したように、駐車場収入や手数料収入等の他の収入を努力して確保することで、その分の指定管理料が浮き、事業者としても黒字になるというような建付けになるのではないのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)飲食・物販事業の売上が増えると市が負担する指定管理料が減るような建付けを考えている。		
→(財政局長)売上が増えると指定管理料が減額されてしまうのであれば、事業者は収入増に向けた努力をしないのではないのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)事業者のモチベーションが下がらないように配慮しつつ、モニタリング等によりしっかり経過を見ていく必要がある。		
○(財政部長)指定管理ではなく、通常の委託で対応してもよいのではないのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)委託の場合は市が作成した仕様書に基づいて運営することになるため、事業者のノウハウやアイデアを生かした運営方法が取りにくくなる。		
→(財政部長)プロポーザルコンペや総合評価方式で事業者選定を行うなど、方法があるのではないのか。		
○(財政課長)飲食・物販事業は黒字にはなりにくいとすると、イベント開催の部分で指定管理者が努力し、収益を得ようとするということなのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)イベントは年間100回程実施していただく想定だが、運営が黒字になるほど多額の収益は上がらない見込みである。		
→(財政課長)ヒアリングにおいて、飲食・物販事業を自主事業として実施することは難しいとしている一方、指定管理者への参画意欲があると回答しているということは、どこかに事業者として魅力を感じているのだと思う。どこに魅力があるのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)1つは立地と聞いている。現状は交通量がさほど多くないが、カフェなどがあれば誘客に繋がり、工夫次第で人を呼び込めるようになるかと聞いている。また、ヒアリング事業者の中には近隣で指定管理業務を担っている事業者もいることから、将来の事業展開に向けてのスケールメリットを感じている可能性がある。		
○(市長公室長)論点を整理したい。まず初めに、委託事業等ではなく、なぜ指定管理者制度を導入するのかを整理する必要がある。次に、仮に指定管理者制度を導入する場合の今後の進め方について調整する必要がある。最後に、赤字になる可能性の高い飲食・物販事業について、市の事業として本当に実施するのかという点について議論する必要がある。		
○(市長公室長)本件は、指定管理者制度の導入前提でサウンディングを実施したのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)指定管理者導入にかかるサウンディングは実施できていない。今年度、サウンディング調査に代わる手法として、事業者ヒアリングを実施している。		
→(市長公室長)事業者は、飲食・物販事業を委託業務として実施する場合の見込みについて確認した上で、比較検討する必要がある。		

庁議におけるこれまでの議論		
(開催日)	R7.7.25	(庁議種類) 決定会議
(庁議結果)	継続審議とする。	
●カフェの運営について		
○(市長公室長)前回の決定会議の議論の中で、実質の赤字補填ではないかという話があったが、考え方についてもう一度説明していただきたい。		
→(緑区役所副区長)指定管理者制度導入後数年間は黒字化は難しいが、中山間地域振興モデル地区としてのにぎわいの創出や地域活性化のため、パイロット事業として取り組ませていただきたいと考えている。		
○(市長公室長)採算が取れないカフェを指定管理事業として実施し、結果的に赤字補填する形になることの是非について前回議論したが、このことについて、どのように考えているか。		
→(緑区役所副区長)確かに採算性は見込めないが、これまでの積み上げや地域との対話の結果を踏まえ、緑区としては是非実施したいと考えている。		
○(財政課長)もし5年後に思うような結果が出ていなかったらどうするのか。		
→(緑区役所副区長)運営方法は見直す。飲食・物販事業の効果がないと判断した場合は、違った形での各種事業の実施を検討する。いつまでも赤字を抱えたまま飲食・物販機能を続けていく考えはない。		
○(財政局長)黒字化のための損益分岐点が年間来館者数10万人となっているが、1年間で10万人来館させるとなると相当な努力が必要になる。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)令和6年度の小原の郷の年間来館者は8,700人だった。これは、小原の郷の敷地に入り、建物受付で名前を書いてくださった方の数である。交通量調査の結果から推定すると、立ち寄りしているものの、建物に入ってきていない人が相当数いると考えられるため、今回、飲食・物販機能を追加することで誘客効果が見込め、にぎわいが創出されるのではないかと考えている。		
○(シビックプライド推進部長)平日と土日それぞれの交通量調査はしているか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)令和5年度に実施している。24時間あたりに国道20号線を通過するのが平日では約6,500台、休日で約7,800台あった。		
→(シビックプライド推進部長)そのうち小原の郷に入ってきているのはどの程度か。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)調査時点では平日で交通量の4%程度、土日で3%程度だった。		
→(シビックプライド推進部長)現状では平日も休日もそこまで差がないということか。土日の方が人が来るイメージがあるの、常設ではなく、土日にカフェをオープンしたり、キッチンカーを呼んで集客する方がよいのではないか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)現状でも、イベントなどに合わせてキッチンカーを呼んでいる。		
○(財政部長)赤字前提で指定管理者を募集したとして、そもそもこの事業に手を挙げてくれる事業者がいるのか疑問に感じる。		
○(市長公室長)本件の論点は、赤字覚悟でカフェをオープンするかどうかと、そこに公共財を投入することの是非についてである。今後、条例改正に向けて9月部会、12月本会議と進めていくと、同じような議論になる可能性が非常に高い。最初から赤字になると分かっているのになぜ勝負するかの説明が難しい。明確な理屈が必要である。どのように考えているか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)令和5年度の交通量調査の数字から計算すると、5年後の来館者数4万人は見込めると考えている。来館者数10万人は、地域の魅力の発信などに注力しなければ達成できないとは思っている。		
→(市長公室長)赤字覚悟の指定管理事業として公共財を投入する想定であることについてはどう考えているか。事業者としては採算が取れないため、カフェはできないと言っているにも関わらず、市としてお金を出すことについてどう考えるのか。		
→(相模湖まちづくりセンター所長)モデル地区としての位置づけや、対話などを通じて過去から積み上げていった経過もあるので、小原地区だからこそやらせていただきたい。		
○(政策課長)赤字前提でもカフェをやるべきかについてはまだ議論が尽くされていない部分もあるため、所管副市長等も交え、個別に議論した方がよい。		
○(市長公室長)戦略会議までの間にもう一回個別で議論していただきたい。今回は継続審議とし、議論のポイントを政策担当及び財政担当の副市長にそれぞれ説明したうえで次の庁議に諮るものとする。		

決定会議

中山間地域振興モデル地区推進事業（小原） の取組について

令和7年8月6日（水）

緑区役所 相模湖まちづくりセンター・地域振興課

中山間地域振興モデル地区について

モデル地区設定 の考え方

地域のニーズに合った地域資源の活用などの施策を地域と共に検討し、中山間地域振興を効果的に進めていくため、モデル地区を設定するもの。また、地域との合意形成プロセスなどの取組を検証し、他の地域への展開を図る。

モデル地区 の選定

緑区が令和元年度に実施した中山間地域振興に関するアンケートにより、「**地域活動の停滞に対する課題認識の強さ**」や、「**地域振興活動への参画意欲の高さ**」などの総合的な評価から、緑区役所では『青根』・『**小原**』をモデル地区に選定したが、中山間地域振興を全庁横断的に進めるに当たり、改めて位置付ける。

モデル地区の 事業の進め方

地域の資源や特徴を踏まえ、行政と地域が一緒になってビジョンを検討し、地域住民と対話をしながら段階的に事業を実施する。

- 人口減少が進み高齢化が著しい「青根地域」→ エリアを軸とした振興
- 観光施設の有効活用を進める** 「小原地域」→ **拠点**を軸とした振興

(モデル地区の現況)

	青根	小原
現在の状況	令和2年度に青根地域内に「青根のまちづくり検討委員会」が設立されるなど地域振興に対する理解と熟度が高まっている	地域から令和4年7月に「小原宿本陣と小原の郷が一体となった有効な活用方策」についての要望書を受理し、これに対する対応を協議していく
今後の進め方	市と地域とで対話を重ね、エリアを軸にした具体的な振興策について検討していく	今後、小原宿本陣、小原の郷などの 拠点を軸にした振興策 を地域と共に検討していくなお、小原の郷については令和5年度末に償還金の返済が終了することもあり、施設のより有効な活用策について、地域の意見等を踏まえて検討していく

小原の郷の改修（リノベーション）基本方針

コンセプト：自然と歴史の入口として、地域と来訪者がつながるおもてなしの拠点

- ・小原宿本陣など甲州道中の趣を残す小原宿らしい **さがみはら津久井産材を用いた落ち着いた空間**
- ・ **飲食・物販を通じた賑わい、体験プログラムを通じた交流**の拠点

機能の考え方

- （常時）人と人がつながり普段の生活をちょっと楽しくする、**地域の活動拠点（BASE）**
- （休日・観光シーズン）体験プログラムを通じた交流をはじめとする **来訪者をもてなす場**

事業展開の考え方（R7-）

- ・飲食・物販を中心とした **4つの機能を持つ施設（建物）への改修（リノベーション）**
- ・来訪者を迎える場としての整備（敷地内におけるドッグラン等）
- ・視認性の向上や来訪者の動線を踏まえた外構・門・駐車場・道路付等 **敷地空間の見直し**

運営の考え方

- ・民間活力の導入：**民間事業者が運営主体**となり、地域と連携して取り組む
- ・地域との関わり方：①地域との協働による体験プログラム・特産品の開発（令和6年度以降）
②地域雇用の創出／③地域と来訪者、地域の人同士の繋がり場の創出

小原の郷の利活用方針

現状分析をふまえ、令和6年度以降、小原の郷に4つの機能を持たせることにより、地域と来訪者の交流の場として賑わいを生み出す。

現状分析

①地域ニーズ（住民意識調査より）

- ・物販・飲食の自由化、道の駅としての整備
- ・小原の郷と小原宿本陣、周辺古民家の連携

②利用者ニーズ

- ・施設の機能改善・拡充
- ・トイレの機能改善・拡充

③市場性

- ・地域や学習面を重視した活用
- ・観光や経済面を重視した活用



利活用方針

①地域振興・交流機能 マルシェ、小原宿本陣祭、野菜市等を通じた地域内外の交流の場として活用する

②歴史や自然に触れる機能 小原宿本陣・古民家等と連携したフィールドワークの場として活用する

③物販・飲食提供機能 カフェの提供、地場製品の販売・情報発信を行う場として活用する

④高尾山や相模湖等と連携した観光機能 高尾山・相模湖等広域観光交流拠点としての場として活用する

※道の駅の機能に類する用途の検討

物販・飲食提供機能について

リニューアル後の「小原の郷」においては、次の2つの役割を果たすため、市として物販や飲食を提供していくものとする。

【役割①】情報センターとしての役割

公共的価値

- ☞ 小原宿本陣や古民家など小原地域の紹介
- ☞ 相模湖周辺の観光案内
 - ・パンフレットや関連物品の展示
 - ・PR動画の放映(デジタルサイネージなどICTの活用)
- ☞ 緑区(中山間地域)の魅力発信
 - ・緑区の特産物などを使ったメニューの提供(カフェにおける飲み物や軽食)
 - ・緑区の特産品の紹介(物販コーナー)

【役割②】休憩所としての役割

- ☞ 津久井産材を使ったり、周辺の自然を生かすことで、利用者にとって心地よい居場所を作る。
 - ・カフェやテラス、芝生広場などでゆっくり過ごすことにつながるメニュー(飲み物・軽食)を提供する。
 - ・子ども連れの家族などが昔ながらの遊びを体験できる遊具の貸出しを行う。
 - ・ゆっくり過ごしてもらう時間に相模原市に関連する本を利用できるようカフェ内に関連本を配架する。
- ☞ トイレ休憩等でたまたま立ち寄った人を施設に引き込む。
- ☞ 施設の滞在時間を増やすことで、施設や施設内情報への興味につなげる。



審議事項

中山間地域振興モデル地区推進事業(小原)の取組 の方針について

令和6年8月調整会議以降の経過について

年月日	
R6.8.7	調整会議（審議事項：①予算 ②事業スケジュール）
R6.12.2 ～R7.2.20	設計業務委託に係るプロポーザル実施（16者から受注候補者を選定）
R7.3.1	『小原の郷改修に伴う住民説明会』（小原地区） （主催：小原自治会・小原宿活性化推進会議）
R7.4.11	基本・実施設計業務委託契約締結
R7.5.2	中日本高速道路（株）八王子支社八王子工事事務所との打合せ
R7.5.17	『「小原の郷」のリニューアルに係る説明会』（相模湖地区） （主催：相模原市）
R7.6.2～4	指定管理者導入に向けた事業者ヒアリング（5社）
R7.6.13	関係課長打合せ会議（検討事項：①改修イメージ変更、②管理運営の考え方、 ③事業スケジュール、④事業費）

設計事業者の提案内容

外観（イメージ）



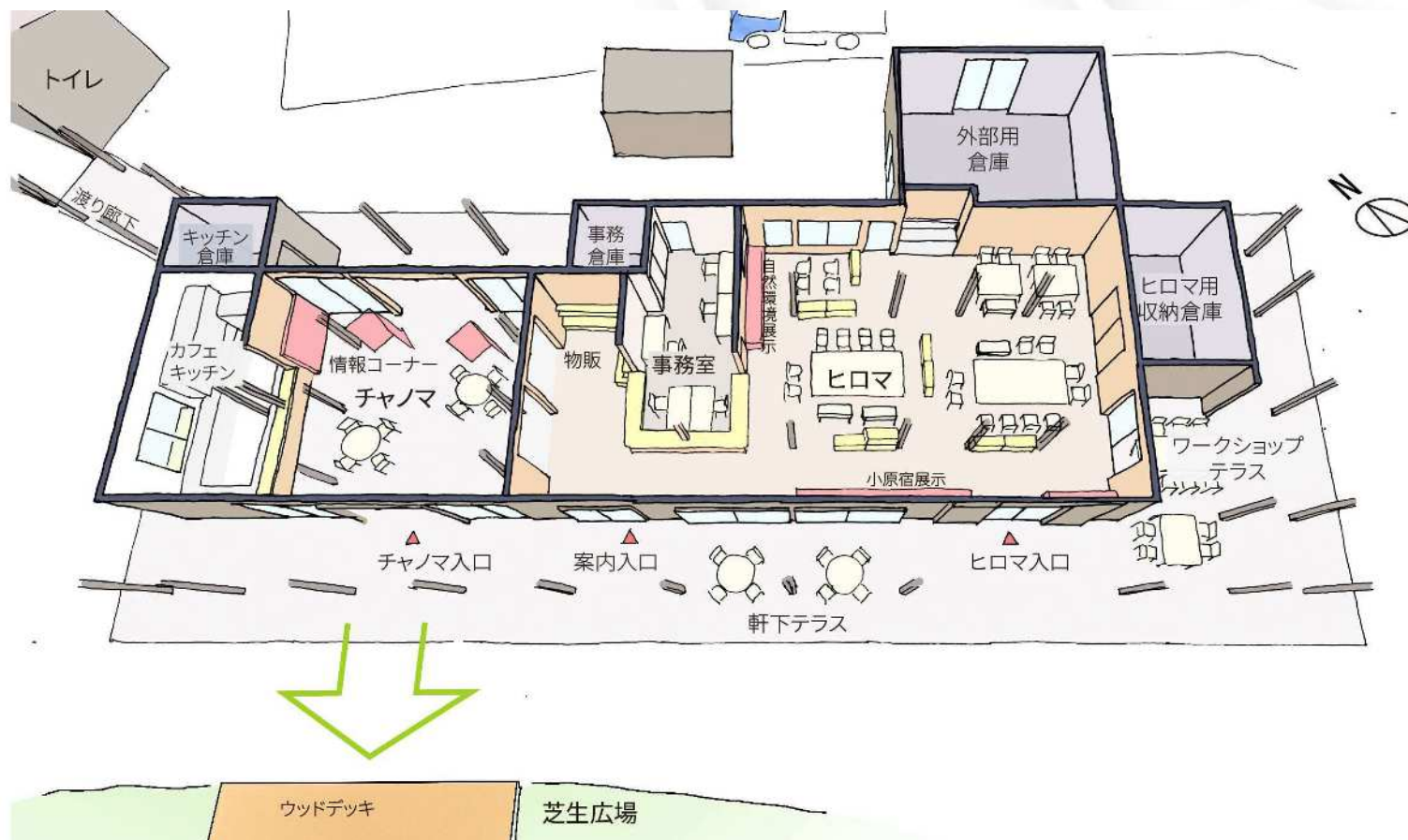
設計事業者の提案内容

配置図（イメージ）



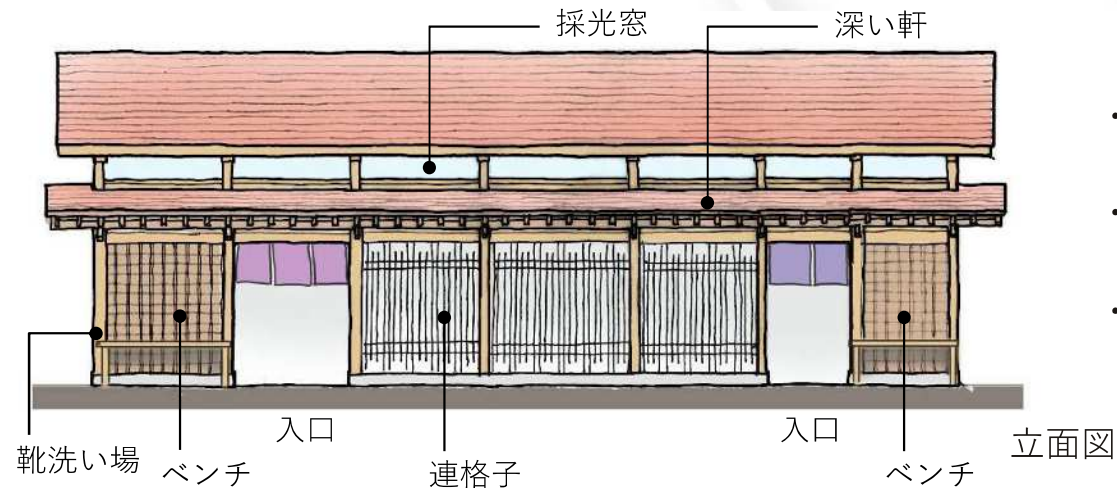
設計事業者の提案内容

内観（イメージ）



設計事業者の提案内容

トイレ（イメージ）



- ・ 印象的な外観
- ・ 心地よいトイレ
- ・ 誰もが使いやすい
おもてなしトイレ

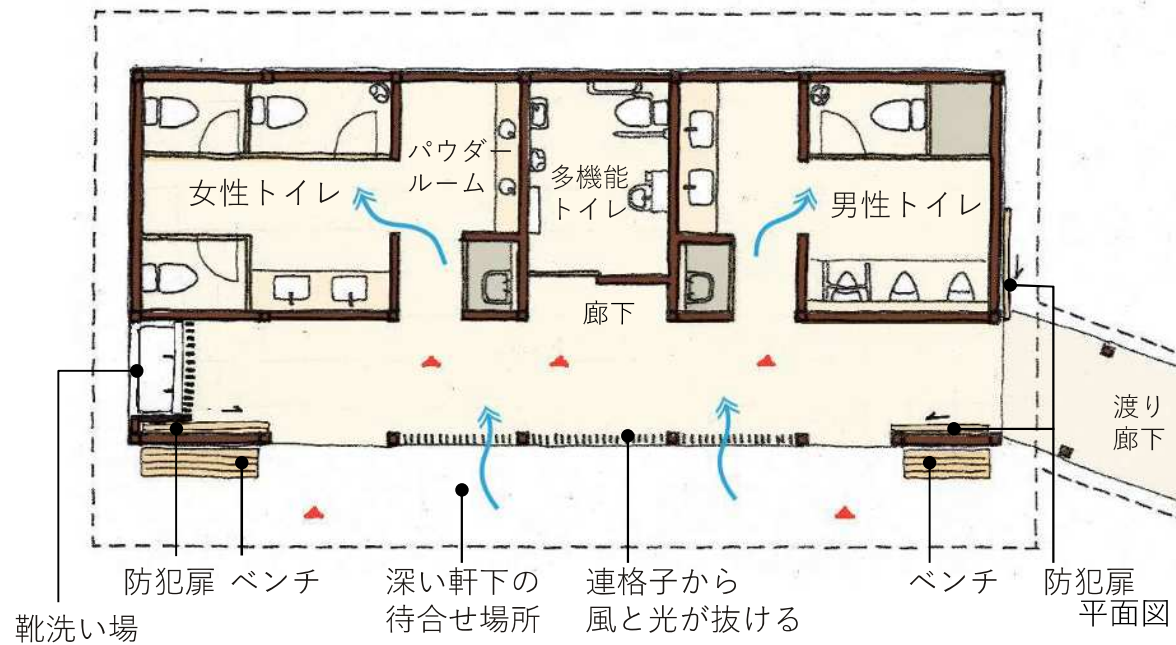


小原宿の町並みのファサードに呼応するモチーフ／旅籠の特徴

設計事業者の提案内容

トイレ（イメージ）

- ・心地よいトイレ
- ・誰もが使いやすい、おもてなしトイレ



中日本高速道路株式会社との調整状況

NEXCO中日本の占用終了期日

【市】令和8年3月末まで ⇔ **【NEXCO】令和8年12月末まで(予定)**



2期に分けた整備計画で実施

★建物本体の改修やトイレの新設を令和8年12月末までに確実に実施するためのスケジュールを進める。

【論点1】改修工事の進め方の変更について（案）

改修の内容

≪第1期

（令和8年度）≫

- ①建物本体の改修
- ②トイレの新設
- ③門/塀の撤去

≪第2期

（NEXCO中日本の
占用終了後）≫

- ④外構／灯籠の改修
- ⑤駐車場の整備

※第2期工事期間中も、
敷地内に利用者駐車場を
確保して施設運営。

- ⑥芝生広場の整備

※NEXCO中日本の占用は
令和8年末で終了予定。

⑤駐車場の整備

- ・ 駐車場（40台
程度）の整備

②トイレの新設

- ・ 女性用便器の拡充、パウダールーム等の整備
- ・ 男性用便器の拡充
- ・ みんなのトイレの整備
- ・ 足洗い場の設置

①建物本体の改修

- ・ 地域の交流の場の創出
- ・ 来訪者を迎える場の創出
- ・ 体験プログラムの場として整備
- ・ 飲食、物販スペースの整備 等

④外構／灯籠の改修

- ・ 植栽等の見直し
- ・ 既存の灯籠に代わる
新たなサインの設置

③門/塀の撤去

- ・ 視認性の改善

⑥芝生広場の整備

- ・ 2つの広場の整備



【参考】法令上の手続きについて

関係法令

《都市計画法》

都市計画法における開発行為の許可は**不要**

(都市計画法施行令 第21条第26項)

《市開発事業基準条例》

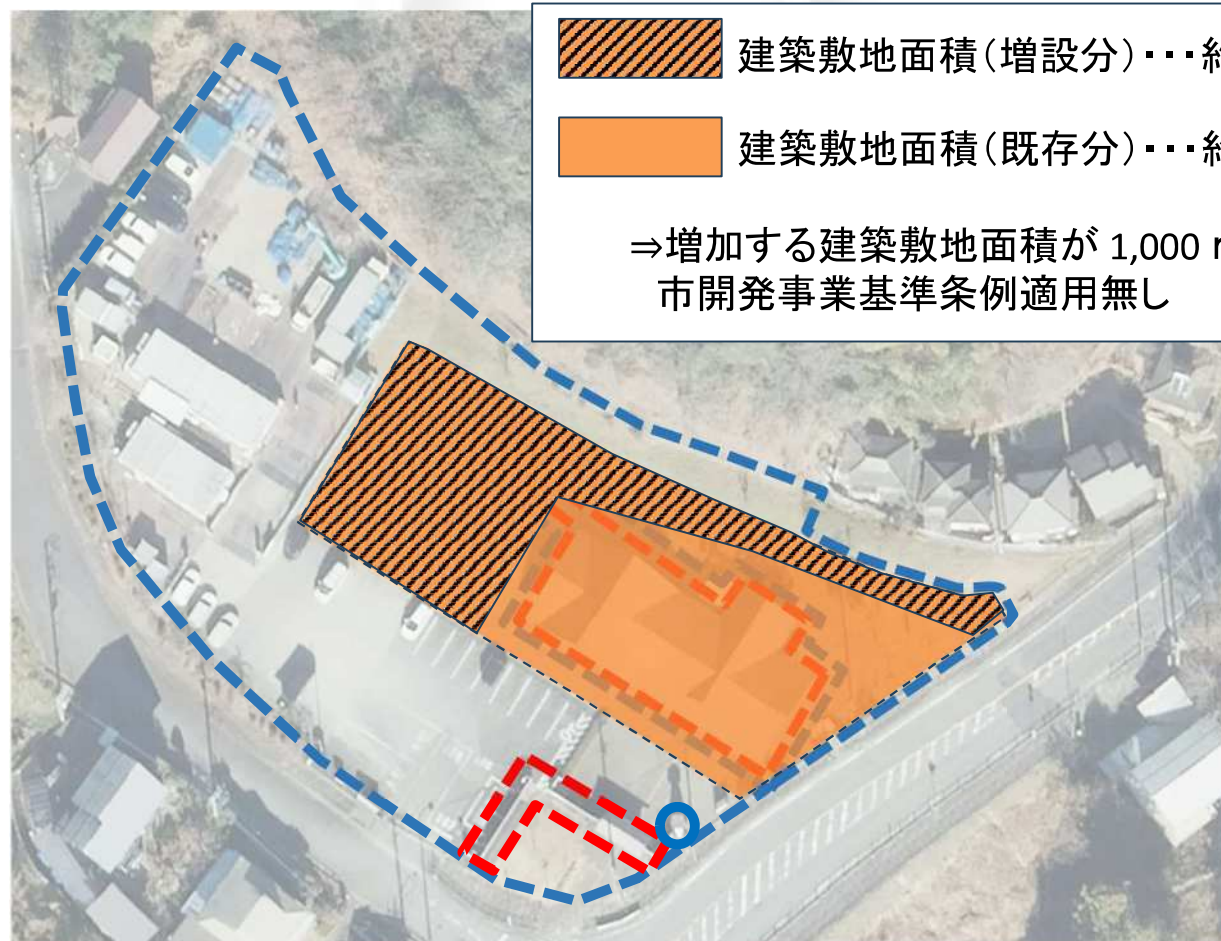
市開発事業基準条例の手続きは**不要**

(市開発事業基準条例第2条の2(2))

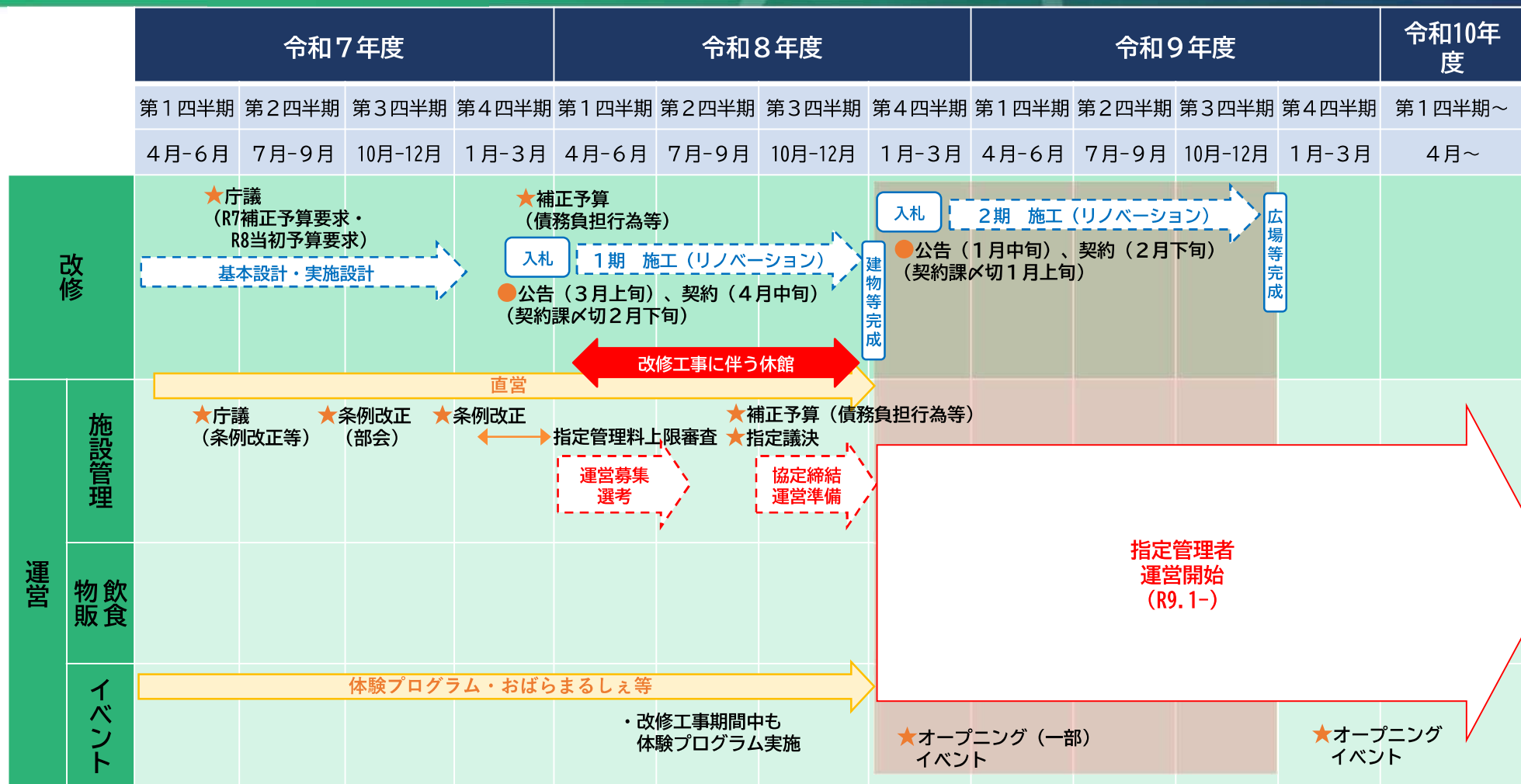
《建築基準法》

計画通知の提出が**必要**

(建築基準法第18条)



【参考】事業スケジュール（予定）



【論点2】リニューアル後の管理運営について ～飲食提供に係る運営方法の検討～

方法		メリット	デメリット	負担	実現性	備考
A案	業務委託	- 事業者の持つノウハウ等を活用することができる。 - 市の求める水準のサービスを安定的に提供できる。	- 複数年度契約(債務承認)としない場合、毎年飲食提供ができない期間が数ヶ月間生じる。(食品衛生責任者、開業届、飲食店営業許可等の手続きに係る期間) - 売り上げが事業者の収入にならないので、事業者努力によるサービス向上が期待しづらい。 - 売り上げを市の収入とする事務などが必要になるため、職員の事務負担が指定管理者制度より大きくなる一方で、費用負担が大きくなる可能性がある。	×	○	事業者ヒアリングの中で「業務委託の場合は仕様書に縛られるためやりづらいし、割高になってしまう。」との意見あり。
B案	指定管理業務(利用承認)	- 指定管理事業者以外の飲食事業者が独自に飲食提供サービスを実施するため、指定管理業務の範囲は利用承認のみとすることができる。 - 指定管理者の収入を増やすことができるため、指定管理料全体の抑制につながる。	- 採算性が低い場合は飲食事業者の参入が見込めない。 - 飲食事業者の入れ替えがある場合には飲食提供ができない期間が生じる。(食品衛生責任者、開業届、飲食店営業許可等の手続きに係る期間)	○	×	来館者数が増加することで飲食提供の採算性が上がるので、将来的には有効な方法
C案	指定管理業務(提案事業)	- 飲食提供を必須事業として安定的に実施できる。 - 事業者の持つノウハウ等を最大限活用することができる。 - 売り上げが事業者の収入につながるため、サービス向上につなげやすい。	採算性が低い期間は、飲食提供に係る経費を指定管理料に含める必要がある。	△	○	来館者数が増加し、飲食提供の採算性が上がる場合や、飲食提供による誘客効果が低い場合には、見直しが必要
D案	指定管理業務(自主事業)	- 事業者の持つノウハウ等を最大限活用することができる。 - 売り上げが事業者の収入につながるため、サービス向上につなげやすい。 - 指定管理料の抑制につながる。	採算性が低い場合は事業者による実施(自主事業としての提案)が見込めない。	○	×	取組によって来館者数が増加し、採算性が上がることで、将来的には自主事業としての実施が期待できる。

小原の郷リニューアルに伴う指定管理者制度の導入について

飲食提供の確実な実施と事業者努力によるサービス向上が期待できるため、リニューアル後の小原の郷の管理運営は、指定管理者（C案）により実施したい。

・飲食の提供や物販、イベントの実施は事業者の知見を活用することでより良いサービスにつながる。

現 行

【施設管理】	市直営（会計年度任用職員）
【イベント】	市直営
【開館時間】	午前9時30分～午後4時30分
【休館日】	毎週月曜日（月曜日が祝日等の場合は以後直近の平日）、年末年始等



リニューアル後

【施設管理】	指定管理者
【イベント】	指定管理者
【開館時間】	午前9時～午後5時（カフェは午前10時～午後3時）
【休館日】	毎週月曜日（月曜日が祝日等の場合は以後直近の平日）、年末年始等

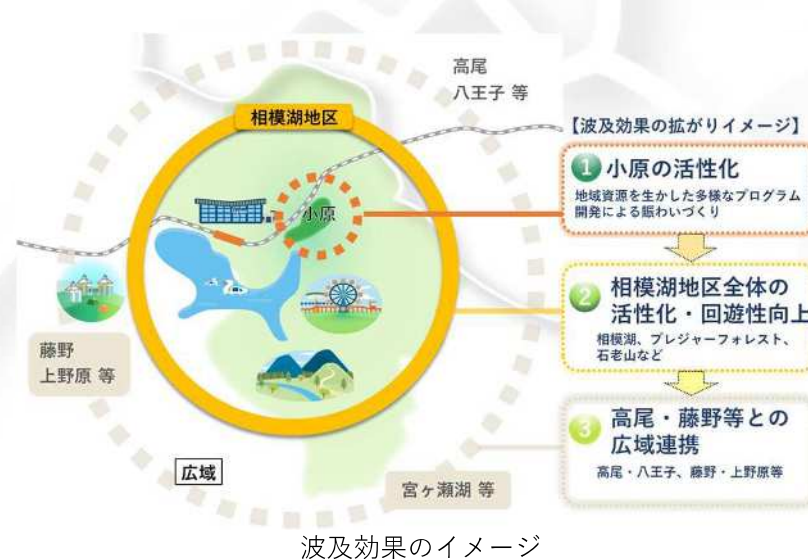
指定管理者制度導入の必要性

■指定管理者制度導入の理由

- ・「地域と来訪者の交流の場」としての賑わいと交流を生み出し、道の駅的な機能を兼ね備えた地域活性化の起点となるような小原の郷の改修（リノベーション）を行い、多くの人を呼び込む取組（交流・関係人口の拡大）を実施していくためには、民間活力の導入が有効である。特に、地域資源を生かした体験事業、小原宿本陣・古民家等と連携したイベント、広域的な観光連携、飲食の提供・物販については、民間事業者等の有するノウハウを最大限に活用できる運営形態の導入が必要であるため、リニューアル後の小原の郷の管理運営に指定管理者制度を導入するもの。

■指定管理者制度導入による効果

- ・ 民間事業者等の有するノウハウを活用した事業を実施することで、地域外から多くの人を呼び込むと共に、国道20号を通行する人々やハイキング、サイクリング客が小原の郷で足を止め、小原地区に滞在する人々を増やすことが期待できる。
- ・ これにより、小原宿本陣や古民家等へ足を伸ばしたり、相模湖地区にある観光資源を回遊したりするといった、小原地区や相模湖地区の活性化への波及効果が期待できる。



指定管理者制度導入に関するヒアリング結果（概要）

指定管理者制度の導入を見据え、令和7年6月に事業者へのヒアリングを実施

《ヒアリングの概要》

事業者	日時
A社 (近隣施設)	令和7年6月2日 10:30-12:00
B社 (類似施設)	令和7年6月3日 13:30-15:00
C社 (近隣施設)	令和7年6月3日 15:30-17:00
D社 (類似施設)	令和7年6月3日 17:30-19:00
E社 (類似施設)	令和7年6月4日 11:00-12:00

《主なヒアリング項目》

小原の郷について	① 施設の魅力・ポテンシャルについて ② 施設に関する課題・懸念事項について
指定管理事業への 関心について	① 指定管理事業の成立の可能性とその理由について ② 指定管理事業への参画意向について
指定管理事業にお ける取組について	① 自主事業の展開の見込みについて ② 指定管理の実施体制について ③ 地元の団体等との連携、協働の可能性について ④ 周辺地域のにぎわいの創出等、期待できる事業効果について
事業者の公募・ 選定に向けて	① 最適な指定期間とその理由について ② 経費縮減策・収入確保策について ③ 適正な指定管理料とその積算方法について ④ 指定管理事業の実現に必要な条件について
その他	① 芝生の管理について ② 適切な休館日及び開館時間の設定について ③ 設計事業者の改修案について ④ その他、気になること等について

指定管理者制度導入に関するヒアリング結果（概要）

ヒアリングを行った全5社のうち4社から参画意向を得た

指定管理事業への参画意向	- 参画意向あり 4社 - 参画意向なし 1社
自主事業の展開の見込み	- 小原地域の歴史等を踏まえた企画を検討している事業者 2社 - 自社の強みを生かした企画を検討している事業者 1社
最適な指定期間	- 地域連携を進めるにあたり、地域との関係づくりで2年以上かかるため、5年以上が適当。 - 人材の確保の問題もあり、10年が好ましく、最低でも5年は必須という事業者もあり。
休館日及び開館時間	- 開館時間については、もう少し長いほうがよい。 - 休館日についての意見は特になし。
準備期間について	飲食や物販がある場合、準備期間3ヶ月では対応できない。最低でも6ヶ月は必要。

指定管理業務等について（案）

区分	分類		概要
業務	指定管理業務 （維持管理業務）		・休館日の指定等 ・入場の制限 ・販売行為の許可 ・原状回復に係る事務 ・施設の維持管理
事業	指定管理業務の 範囲内	指定事業	—
		企画提案 事業	・小原宿本陣や相模湖の歴史・自然を生かしたイベント（体験プログラム、小原宿本陣・古民家等と連携したフィールドワークやワークショップなど）の実施 ・施設・地域の情報発信や高尾山・相模湖等広域観光交流につながる企画展示の実施 ・来場者の憩いの場の提供（カフェ） ・地域の特産物を使うなど、地域の活性化につながるメニューの提供（カフェ） ・地場産品の販売 ・利用推進、PR
	指定管理業務の 範囲外	自主事業	（事業者提案による）

指定管理制度導入に係る条例等の改正について（案）

「相模原市立小原の郷条例」・「相模原市立小原の郷条例施行規則」の改正が必要

種別	項目	該当条項	理由
条例	指定の手續に関する規定等の追加		指定管理者制度導入に伴う所要の改正
	指定管理業務の範囲に関する規定の追加		指定管理者制度導入に伴う所要の改正
	休館日及び開館時間に関する規定の追加		指定管理者制度導入に伴う所要の改正
	施設の利用承認に関する規定の削除	第3～8条	小原の郷の機能拡充に伴うもの
施行規則	休館日及び開館時間に関する規定の削除	第2条、第3条	指定管理者制度導入に伴う所要の改正
	施設の利用承認に関する規定の削除	第4～6条	小原の郷の機能拡充に伴うもの

指定管理費の試算について

《収入(①)》

	令和8年度 (R9.1~3)	令和9年度 (年間)	令和10年度 以降(年間)
指定管理事業 収入	1,000千円	4,000千円	4,000千円
合計	1,000千円	4,000千円	4,000千円

《支出(②)》

	令和8年度 (R9.1~3)	令和9年度 (年間)	令和10年度 以降(年間)
指定管理業務	人件費	5,700千円	22,900千円
	建物の管理	2,000千円	6,500千円
	広場等の管理	1,100千円	3,300千円
	事業費	3,900千円	10,300千円
	オープニングイベント(※)	1,000千円	0千円
	その他施設管理経費	300千円	1,000千円
	合計	14,000千円	44,500千円

《指定管理費(②-①)》

	指定管理費
令和8年度 (R9.1~3)	13,000千円
令和9年度 (年間)	41,000千円
令和10年度 以降(年間)	40,500千円

※オープニングイベント…令和8年度は第1期工事完了、令和9年度は第2期工事完了に係るオープニングイベント

【参考】リニューアル前後の比較

費用

リニューアル前

運営費（全体）
7,500千円

リニューアル後

40,500千円
(33,000千円増)

※負担増内訳

項目	リニューアル前 (人件費・委託費・光熱水費)	リニューアル後 (指定管理料)	負担増額	割合
維持管理	4,500千円	16,500千円	12,000千円	36.4%
イベント	3,000千円	10,000千円	7,000千円	21.2%
飲食提供	0千円	8,000千円	8,000千円	24.2%
物販	0千円	6,000千円	6,000千円	18.2%
合計	7,500千円	40,500千円	33,000千円	100.0%

年間来館者数

8,700人

約5倍

40,000人

波及効果

【波及効果の拡がりイメージ】

1 小原の活性化

小原宿本陣などの地域資源を生かした
多様なプログラム等による賑わい創出

2 相模湖地区全体の 活性化・回遊性向上

相模湖、相模湖 MORI MORI、
石老山など

3 緑区（中山間地域） 全体の活性化

高尾・八王子等との
広域連携

※ヒアリング先事業者が交通量調査の結果等をもとに試算した見込み

飲食提供及び物販の運営に係る効果測定について

指定管理者の選考の時期に合わせて、飲食提供等の効果測定を行い、運営方法の見直しを検討する。

来館者数（小原の郷）

10万人超

- ・ 飲食提供及び物販による**誘客効果が大きいと判断**
- ・ 飲食提供及び物販は指定管理事業として位置付けず、自主事業として運営可能な状況であることも想定されるため、運営形態の見直しを検討する。

4万人～
10万人

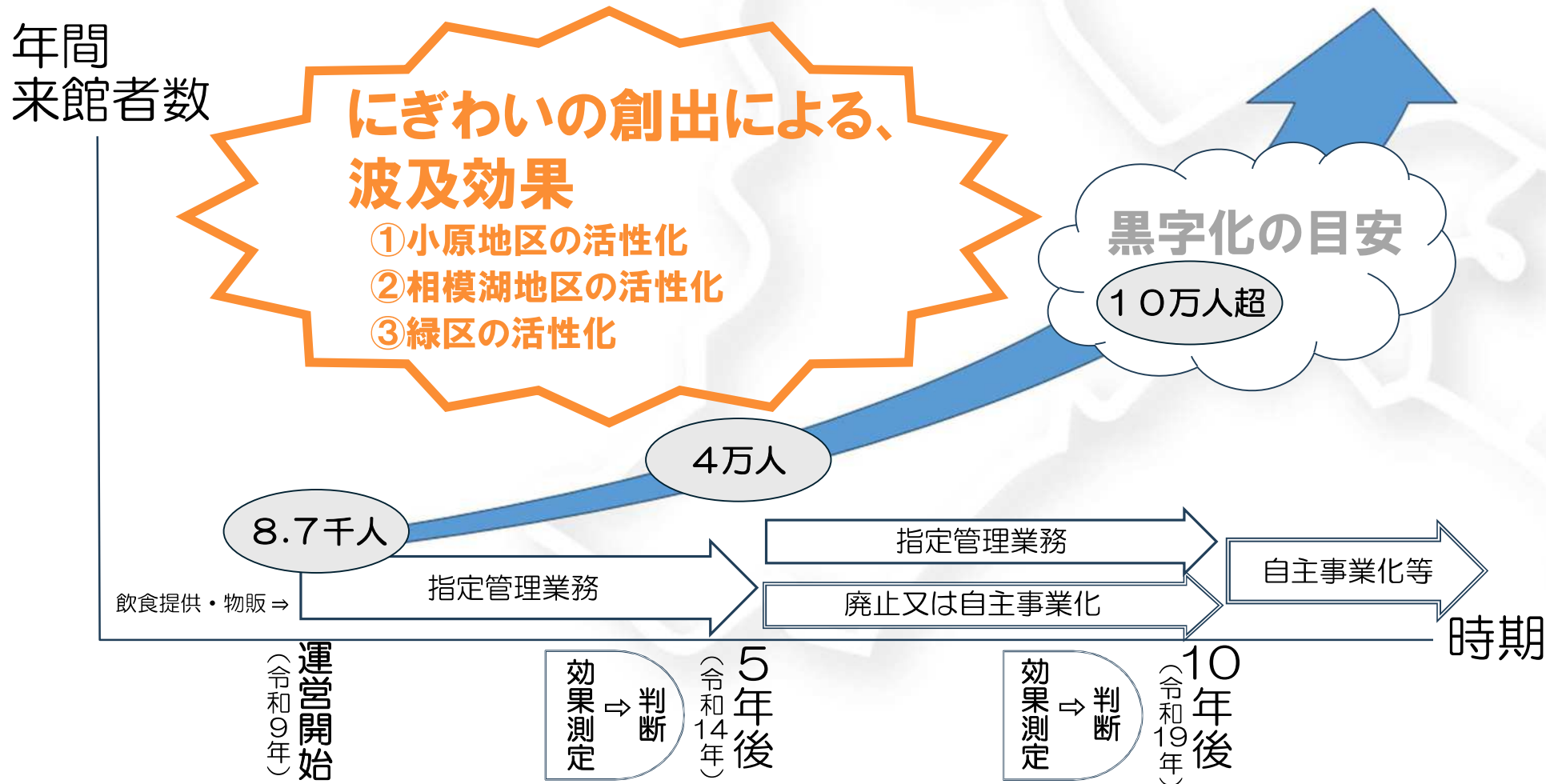
- ・ 飲食提供及び物販による**誘客効果が期待できると判断**
- ・ 指定管理事業としての位置付けを継続し、更に効果が大きくなるような取組を検討する。

4万人未満

- ・ 飲食提供及び物販による**誘客効果は低いと判断**
- ・ 指定管理事業としての位置付けについて、廃止も含めて見直す。（飲食、物販の提供を必要としない）

※中山間地域振興モデル地区推進事業（小原）全体の成果指標や効果測定の方法は、改めて検討する。

ロードマップ



【参考】来館者数の推計

時点		来館者数					
		合計	動機別内訳				
			展示	飲食提供	物販	体験	イベント
①	現在	8,700人	7,700人	—	—	100人	900人
②	5年後	40,000人	8,000人	20,000人 ⇒うち飲食利用は16% 程度の見込み	5,000人 ⇒うち物販利用は16% 程度の見込み	2,000人	5,000人
③	10年後	100,000人	10,000人	70,000人 ⇒うち飲食利用は25% 程度の見込み	8,000人 ⇒うち物販利用は25% 程度の見込み	2,000人	10,000人

※動機別内訳の「飲食提供」及び「物販」には、利用(購入)しない者(見学のみ)を含む。

【参考】事業費（案）について

※1）現在、基本設計中の為、金額について概算
 ※2）現在、事業者からの調査中の為、金額について概算

年度	項目	内容	小計①	小計②	合計（年度）	備考
令和8年度	工事	建物本体	・改修			
		トイレ	・新設	211,000千円	211,000千円 （※1）	
		門／塀	・撤去			
	運営	什器類	・備品	20,000千円		
		体験プログラム	・R8.4～R8.12 直営	3,000千円		
		指定管理者選考委員会経費	・選考	150千円	36,150千円 （※2）	
		指定管理費 オープニングイベント	・R9.1～R9.3 ・建物完了後	13,000千円		
	その他	検討調査委託		3,000千円	3,000千円	
令和9年度	工事	外構／灯籠	・整備			
		駐車場	・整備	125,000千円	125,000千円 （※1）	
		芝生広場	・整備			
	運営	指定管理費 オープニングイベント	・R9.4～R10.3 ・改修完了後	41,000千円	41,100千円 （※2）	
		指定管理者選考委員会経費	・モニタリング	100千円		
令和10年度	運営	指定管理費	・R10.4～R11.3	40,500千円	40,600千円 （※2）	
		指定管理者選考委員会経費	・モニタリング	100千円		

「新しい地方経済・生活環境創
 生交付金（第2世代交付金）」、
 「まち・ひと・しごと創生基金」等
 の活用を検討

250,150千円

※工事に係る経費は、
 令和7年度補正予算
 対応予定
 ※指定管理費は、指
 定の議決とともに、
 令和8年度補正予算
 対応予定

工事費合計（R8＋R9）
 ⇒336,000千円

166,100千円

○開催日：令和7年8月6日

○開催場所：第3委員会室

○案件名：中山間地域振興モデル地区推進事業（小原）の取組について

○担当課：緑区役所 相模湖まちづくりセンター、地域振興課

○出席者 ■：出席 □：欠席（代）：代理出席

（庁議構成員）

■市長公室長 □総務局長 □財政局長 □政策部長 ■シビックプライド担当部長

■財政部長 ■中央区役所副区長 ■南区役所副区長 ■政策課長 ■総務法制課長

■財政課長

（担当課）

■緑区役所副区長 ■相模湖まちづくりセンター所長

(1)主な意見等

○（緑区役所副区長）財政と政策を所管するそれぞれの副市長へ説明を行った結果、石井副市長からは、モデル事業として赤字覚悟で実施する場合でも、実施期間を明確にするなど、ある程度の制約をかける必要があるのではないかという意見があった。その一方で、事業の効果測定を行うには3年程度では少々短いのではないかという意見があった。大川副市長からは、委託や直営など、考える運営方法案のメリット・デメリットを比較できるような資料を示し、庁議の中で議論していくのがよいのではないかという意見があった。

○（財政部長）事業者への赤字補填を行う考えであることに変わりはないのか。

→（緑区役所副区長）変わりはない。

→（市長公室長）事業者へ飲食・物販機能に関する赤字補填を行う旨について資料に記載した方がよい。

○（総務法制課長）本事業には地域活性化という大きな目標があると思うが、これまでの議論の中で、地域活性化の度合いを測るための具体的な指標を設定することは難しいとも聞いている。例えば、指定管理者制度導入に当たり、地元住民の雇用を必須にすれば地元への直接的な効果が生まれると考えるが、そういった項目について指定管理者選考時に配点を高くしたり、条件化するような考えはあるか。

→（相模湖まちづくりセンター所長）今後検討させていただく。

○（市長公室長）資料上に指定管理者を募集するにあたっての条件を明記した方がよい。

○（財政部長）現在想定している指定管理期間は何年間か。

→（相模湖まちづくりセンター所長）5年間で想定している。2期目の指定管理者を募集する前のタイミングで一度効果測定を行う予定であるが、石井副市長からは、事業の良し悪しを判断するには3年程度では少々短いのではないかとも言われている。

→（緑区役所区政策課長）事業開始から3年を経過した時点で明らかに目標達成の見込みのない場合は、次期指定管理者の募集に向け、事業の廃止も含めて考える必要があるが、順調に実績値が伸びており、あと少しで達成を見込めそうな場合などは、あえてそこで廃止の判断をせず、2期目の指定管理期間の中で見極めるやり方もあると考えている。

○（市長公室長）今回の条例改正において、条例の附則などに明記することで、飲食・物販機能の実施を時限的なものとして法制的に整理しておくのも1つの方法ではないか。

→（緑区役所区政策課長）条例への記載内容等については別途検討させていただく。

○(市長公室長)効果測定タイミング等を明確にしたうえで上部会議に付議したい。

(2) 結 果

○原案のとおり上部会議に付議する。

ただし、庁議の意見を踏まえ、資料を一部修正すること。